

「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン」
の改定案（見え消し部分）に対し提出された意見と総務省の考え方

意見提出者一覧

○電気通信事業者等 2者

意見提出者（提出順）	代表者氏名等	
UQコミュニケーションズ株式会社	代表取締役社長	野坂 章雄
Wireless City Planning 株式会社	代表取締役社長	孫 正義

○個人 1者

No.	御意見	総務省の考え方
1	<p>ワイヤレスブロードバンドサービスである広帯域移動無線アクセスシステム(BWAシステム)につきましては、社会的認知も向上し、多くのユーザーに利用を頂いている状況と認識しております。</p> <p>しかしながら、使用する周波数の特性などにより、現状においては建物内等の屋外基地局からの電波が減衰する場所においては、通信が困難(圏外)となったり、BWAシステム本来の高速通信サービスを受頂けなかったりするケースがまだまだ存在しています。</p> <p>今般のフェムトセル基地局活用に係るガイドラインの整備においては、従来の携帯電話用フェムトセルに加えて、BWA用フェムトセルに関する内容が盛り込まれており、BWA用フェムトセルが活用できるようになった場合、従来の屋外基地局のみではサービス提供エリアが圏外となっていた個人宅内のエリア解消の実現など、今後更なる利用者の利便性向上が期待できるものと思われることから、本ガイドラインの改定について、賛同を致します。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本ガイドライン改定案への賛同意見として承りません。</p>

<p>2</p>	<p>BWA 事業者は、フェムトセル基地局の接続に用いられるブロードバンド回線事業者様との間において、携帯電話事業者とほぼ同等の対応が求められております。</p> <p>しかしながら、音声伝送サービスを行わない BWA においては、通話品質の確保、緊急通報位置情報通知などが対象外となっており、それに伴いブロードバンド回線事業者様との事前協議も簡素化されるものと考えており、ガイドラインが更に見直しされることを要望致します。</p> <p>また、ブロードバンド回線事業者様に協議を求めても、協議依頼に返答をいただけないブロードバンド回線事業者様も少なからず存在し、お客様が希望するフェムトセル基地局の設置が進まないケースもあると聞いております。そのため、ブロードバンド回線事業者様から一定の期間（1ヶ月以内）経過後も接続拒否の意思表示がない場合は、暫定的にフェムトセル基地局の設置を進める場合があるなど、お客様のご要望に応えられるよう、一定のルールを定めることを要望致します。</p> <p>尚、「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」（平成 20 年 4 月 17 日）においては、利用者の設備とする売切り制の形態について検討課題となっております。従いまして、将来的には、更なる利便性向上のため、無線 LAN 機器のようにお客様が量販店などで購入して利用している ISP に関係なく自由に設置できるようなフェムトセル基地局の売切り制が実現されるよう、規制緩和していただくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>	<p>本ガイドラインは、フェムトセル基地局の円滑な開設及び適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービス及び BWA サービスの円滑かつ効率的な提供を実現する観点から、当面想定されるフェムトセル基地局サービスの提供形態等を考慮しつつ、携帯電話事業者及び BWA 事業者の責任関係等を含め、電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係の明確化を図るものです。</p> <p>一方、御意見は、新世代ネットワーク推進フォーラム IP ネットワークワーキンググループの「フェムトセル基地局を利用した BWA サービスを円滑に提供するための運用ガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日策定）において規定されている内容に関連するものと認識しております。</p> <p>意見に示されている事業者間の事前協議の在り方やフェムトセル基地局の売切り制については、同ワーキンググループにおける議論と承知しており、本意見募集の対象ではありませんが、今後、同ワーキンググループにて議論が行われる際の参考意見であると考えております。</p>
----------	--	---

3	<p>1. 本件改定案は、「同規則」を「同令」に直しています。</p> <p>しかし、これらのうち電波監理委員会という独立行政委員会が制定した「規則」については、「同規則」のままでもよいのではないのでしょうか？</p> <p>2. 同案 II. 1 (2) では、「(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)」という文言に取消線を引いていますが、他の部分との均衡から、この文言は、残すべきだと思います。</p> <p>3. 同 2 (2) 1) の見出し中では、「扱い」が「取扱」に改められていますが、同案 II. や同 1 の見出しとの均衡などから「取扱い」とすべきだと思います。</p> <p>4. 他方、同 2) 及び 3) の見出しでは、「扱い」のままとなっていますが、これでよいのでしょうか？</p> <p>5. 同 1) 第 3 段落では、「フェムトセル基地局は」という文言が加えられています。</p> <p>しかし、この文言は、「適用対象外となる。」という文の主語になる重要な文言であると思われることから、その後に「、」を加えるべきだと思います。</p> <p>6. そして、同第 4 段落中の「フェムトセル基地局は」という文言の後にも、同様に「、」を加えるべきだと思います。【個人 A】</p>	御意見を踏まえ、一部の記載について修正しております。
---	--	----------------------------